

建一	第 8 号

工事設計書

工事名称 中之口地区公民館特定天井改修工事
 工事場所 新潟市西蒲区中之口 地内
 工 期 契約日～ 平成29年11月17日

・本工事は、中之口地区公民館特定天井改修工事である。

構造・規模 RC造一部S造 2階建て 延べ面積：1,501.915 m²

工事概要 多目的ホールの天井改修工事
 多目的ホールの絵画落下防止改修工事
 器具庫のSD扉取り替え工事

尚、詳細については本設計図書並びに係員の指示による。

審査	審査	設計						照合

施 工 条 件 総 括 表 (建築関係)

工事名【中之口地区公民館特定天井改修工事】

下記項目、事項のうち○印及び※印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。尚、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した時は、甲（市）と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
㉑.工 程 関 係	①. 関連する別途発注工事あり。	㉑.工事名（ 中之口地区公民館電気設備改修工事 中之口地区公民館特定天井改修機械設備工事） ㉒.予定期間（ 本工事と同期間 ）
	②. 関連機関協議による工程条件あり。	㉑.工種（ 現場への乗込み ） ㉒.期間（ 平成29年7月11日以降とする。 ）
	③. その他（ ）	ア.別紙参照
㉒.用 地 関 係	①. 仮設ヤードの指定等あり。	㉑.場所（ 設計図書による。 ）
	②. その他（ ）	※各区域での施工に関しては、関係する法を厳守し管理者と必要な手続きをとること。
㉓.公 害 対 策 関 係	①. 施工法の制限あり。	㉑.騒音 ㉒.振動 ウ.水質 エ.その他（ ） (低騒音・低振動工法の採用、タイヤ洗浄、路面清掃、飛砂防止)
	②. 家屋等の調査の必要性あり。	ア.調査の方法：特記仕様書による。
	③. 排出ガス対策型建設機械の使用。	㉑.特記仕様書による。 イ.別紙による。
	④. その他（ ）	
㉔.安 全 対 策 関 係	①. 仮囲いの設置。	㉑.内容（ 設計図書による。 ）
	②. 鉄道、ガス、水道、電気、電話等の近接作業制限あり。	ア.工法制限あり。 イ.作業時間制限あり。
	③. 安全・訓練活動の実施	㉑.特記仕様書による。
	④. その他（交通誘導員の配置）	㉑.一般車輛・歩行者への交通安全の確保
V.工事用道路 関 係	①. 一般道路（搬入路）の使用制限あり。	ア.搬入経路指定あり。（ 設計図書による。 ） イ.時間帯制限あり。（ ）
	②. 一般道路の占用可能。	ア.全面占有可。 イ.片側占有可 ウ.時間制限あり。 ※請負者による占用・使用許可申請とし、これに伴う費用は請負業者負担とする。
	③. 仮設道路の設置条件あり。	ア.工法の「指定」又は「一部指定」あり。 イ.工事完了後存続又は撤去。
	④. その他（ ）	ア.内容（ ）
VI.仮 設 備 関 係	①. 仮設備の「指定」又は「一部指定」あり。	ア.工種及び区分（ ）
	②. 仮設建造物の転用、兼用あり。	ア.工種（ ）
	③. その他（ ）	
㉕.残土・産業 廃棄物関係	①. 残土処分地の指定あり	ア.場所（ ） イ.押土必要（押土用重機必要）
	②. 産業廃棄物の処理条件あり。	㉑.場所（産業廃棄物処理許可業者による処分場） ㉒.処理方法制限あり（建設廃材処理計画届出書提出の上、承諾を得る。） ・コンクリート：中間処理 ・石膏ボード：最終処分 ・木 材：中間処理 ・ス レ ー ト：最終処分 ・アスファルト：中間処理 ・雑 材 等：最終処分
	③. 建設リサイクル法に基づく提出書類あり。	
	④. その他（ ）	
VIII.工事支障物 関 係	①. 占用支障物件あり。	ア.電気 イ.電話 ウ.水道 エ.ガス オ.()
	②. 新設占用物件あり。	ア.内容（ ）
	③. その他（ ）	
㉖.そ の 他	①. 現場発生材あり。	ア.品名（ ） イ.納入場所（ ）
	②. 支給材及び貸与品あり。	ア.品名（ ） イ.引き渡し場所（ ）
	③. 工事実績データベース(工事カルテ登録)	㉑.特記仕様書による。
	④. 中間技術検査の実施	ア.本工事は新潟市請負工事検査要綱第5条5項に規定する中間技術検査を実施する工事である。
	⑤. シックハウス対策	㉑. 図面特記仕様書による。
	⑥. その他（県産業廃棄物税について）	㉑. 本工事で発生する産業廃棄物は、新潟県内の最終処分業者へ搬入するため、産業廃棄物税が課税される。そのため本設計書に産業廃棄物税額を計上しているので適正に処理すること

特記仕様書

I. 公共工事の環境配慮に関する事項

- 1 業務を行う者に別紙「環境方針」を周知し、業務の各段階において環境負荷の低減に努めること。
- 2 業務に係る環境関連法令を遵守すること。
- 3 業務の履行において、環境に関する苦情が寄せられた場合は、その内容及び対応を記録し、本市担当者に報告すること。
- 4 工事箇所の現場状況を充分配慮し、自然環境の保全に努めること。
- 5 業務に使用する車両の省エネルギー運転、アイドリング・ストップ等に努めること。
- 6 施工に関して、建設廃棄物の発生抑制に努めること。
- 7 業務で発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用に努め、廃棄すべき物は適正な処理を行うこと。
- 8 建設副産物については、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 平成14年5月30日通達)を遵守し、発生の抑制並びに再利用、減量化及び適正な処理を行うこと。
- 9 業務で使用する資材、機材、物品の調達は、「新潟市グリーン調達推進方針」の品目・基準を参考とすること。

－ 環境方針 －

新潟市は、日本一の大河・信濃川のほか、幾筋もの河川が流れ込む日本海に面し、ラムサール条約登録湿地の佐潟をはじめ福島潟や鳥屋野潟、そして越後平野に広がる田園地帯といった広大な水辺環境を有し、緑豊かな山々や丘陵をも抱えた自然あふれる都市です。

この豊かな自然環境を守ることはもとより、地球環境の保全にも目を向けて、新潟市では自然と人間との共生、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と地球環境保全の積極的推進を基本理念とした「新潟市環境基本条例」を制定しています。この条例に基づく「新潟市環境基本計画」により、環境行政を総合的・計画的に実施するとともに、自らが大規模な事業者であることを認識し、率先して地球温暖化対策の推進を図るため「新潟市地球温暖化対策率先実行計画」を策定し、事務事業活動に伴う環境への負荷の低減を図ってきました。

しかし、3.11東日本大震災の発生によって我が国におけるエネルギーのあり方が大きく変わろうとしている今、安心・安全なまちづくりに向け、あらためて市民・事業者・行政が一体となって新潟市の豊かな環境の保全、そして創造に向けて取り組んでいくことが求められています。

このような取り組みを着実に推進し、人類の子孫にかけがえのない地球環境を伝承する願いを込めて、自らの力で国際規格であるISO14001に基づく環境マネジメントシステムを確立し、次の基本方針に従って、継続的な改善を進めていきます。

－ 基本方針 －

- (1) 市民や事業者の皆さまと一体となり「新潟市環境基本計画」に掲げる環境保全及び創造に関する施策や取り組みを積極的に推進します。
- (2) 事務事業活動による環境への負荷を低減し、継続的な改善を図るため、次の事項を重点的に取り組みます。
 - ① 省資源・省エネルギーを推進します。
 - ② 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。
 - ③ グリーン調達を推進します。
 - ④ 環境に配慮した公共工事を推進します。
- (3) 事務事業に関係する環境法令及びこれらに類する同意事項を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (4) すべての職員が環境方針に沿った事務事業活動に取り組むよう人材育成に努めます。
- (5) 環境方針及び環境マネジメントシステムの活動成果等を公表します。

平成25年 4 月 1 日

新潟市長



Ⅱ. 工事カルテの作成及び登録に関する事項

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内（土日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土日、祝日等を除く）に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金3,500万円（建築一式工事は7,000万円）を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

Ⅲ. 共通費調整に関する事項

本工事の受注者が、本工事と同一建築物、同一敷地内又は隣接区域内で他工事を受注し、工事請負契約を締結している場合、締結後速やかに本工事の共通費を調整し、減額の変更契約を行うこととする。ただし、本工事が随意契約の場合は除く。

なお、隣接区域内の工事共通費を調整する場合、及び対象となる他工事は別紙による。

※ 随意契約の場合は当初設計時点で調整を行う。

Ⅳ. 安全の確保に係る訓練等の実施等に関する事項

1 安全の確保に係る訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全の確保に係る訓練等の実施について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目について安全の確保に係る訓練等を実施するものとする。

- ・ 本工事内容等の周知徹底
- ・ 工事安全に関する法令等の周知徹底
- ・ 本工事現場で予想される事故対策
- ・ その他、安全の確保に係る訓練等として必要な事項

さらに、必要に応じて、以下の事項についても実施するものとする。

- ・ 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- ・ 自家用電気工作物保安規定に基づく電気保安訓練への参加
- ・ 本工事における災害対策訓練

2 安全の確保に係る訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を、写真に記録し報告するものとする。

Ⅴ. 排出ガス対策型建設機械の使用に関する事項

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすものとする。

また、排出ガス対策型建設機械（第2次基準及び第3次基準）を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械である

ことを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機 種	備 考
バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械を対象とする
トラクタショベル（車輪式）	
ブルドーザ	
発電発電機（可搬式）	
空気圧縮機（可搬式）	
油圧ユニット類	
以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの	
油圧ハンマ・パイプロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバースサーキュレーションドリル・地中連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機	
ローラ類（ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ）	
ホイールクレーン	

VI. アスベスト含有建材資材の使用に関する事項

本工事においては、アスベスト含有建材資材を使用してはならない。

1 アスベストの含有が懸念される資材を使用する場合の対応

受注者は、使用資材リストとアスベストを一切含有していないことの証明書（メーカー証明書、宣誓書等）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

アスベストの含有が懸念される資材は下記の製品等が考えられる。
 石綿セメント円筒、押出し成型セメント板、住宅屋根用化粧スレート、
 繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、
 クラッチライニング、プレーキパット、プレーキライニング、接着剤、等

2 「労働安全衛生法施行令」改正後の附則第3条に掲げる規制の「適用除外製品等」

ジョイントシートガスケット、うず巻き形ガスケット、メタルジャケット形ガスケット、
 グランドパッキン、断熱材

なお、「適用除外製品等」は使用用途・使用条件が限定されており、市が発注する通常の建設工事は、使用用途の対象外である。

VII. 中間技術検査の実施に関する事項

新潟市請負工事検査要綱第5条第5項に規定する中間技術検査が実施される場合、受注者はこ

れを受検しなければならない。

Ⅷ. 建設業退職金共済制度への加入と普及促進に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福祉の向上を図るとともに、建設業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について適切な対応を図られるよう下記について留意してください。

1 組合加入、共済証紙の購入等

受注者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するよう努めるとともに、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象となる現場労働者について共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に貼り付けてください。また、その発注者用掛金収納書を工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出してください。

共済証紙の購入額は、工事の内容に応じて、建退共の対象となる現場労働者の就労予定を勘案の上、所要の共済証紙を購入し、工事完了までに不足を生じた場合は適宜追加購入してください。

2 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）の掲示

建退共の共済契約者は、組合支部からシールの交付を受け、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に掲示を行い、建退共の対象となる現場労働者への周知に努めてください。

3 下請業者の加入促進

受注者は、当該工事について下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、共済証紙の現物交付又は掛金相当額を請負代金に算入する等により、下請業者の組合加入及び共済証紙の貼り付けを促進するよう配慮してください。

また、受注者は「施工体制台帳」等の活用により当該工事の施工に関与するその他の下請業者の把握に努めるとともに、共済制度未加入業者に対しては加入勧奨するなど、制度の普及に配慮してください。

4 その他の退職金支給制度

受注者(下請契約を締結したときは、当該下請業者を含む。)が、従業員について退職金支給制度(中小企業退職金共済事業団の加入を含む。)を有し、かつ、当該工事について建退共の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出してください。

なお、その旨が書面により確認できる場合は、上記1、2、3は除外するものとします。

Ⅸ. 創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出に関する事項

受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

X. 施設台帳入力データの提出に関する事項

受注者は、監督員の指示により「保全情報システム（BIMMS）」への入力データを作成し、確認を受けた後、竣工時まで提出するものとする。

X I. 仕上げリスト・機器リスト等の提出に関する事項

受注者は、監督員の指示により、仕上げリスト若しくは機器リスト等を作成し、監督員の確認を受けた後に、竣工時まで提出するものとする。（提出は、書類2部及び電子データとする。）

X II. 建設副産物の再資源化等の監視に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、環境に配慮した公共工事の推進に留意し、併せて下記書類を提出すること。ただし、監督員が下記書類について、提出の必要がないと指示した場合は、この限りでない。

1 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）に基づく「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」

建設資材の搬入量または建設副産物の搬出量にかかわらず、上記計画書（実施書）（※1）を提出すること。

2 グリーン資材等調達実態調査表

本工事において、「新潟市グリーン調達推進方針（平成14年6月4日策定）」により、「新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表」（※2）に掲げる資材等を使用した場合には、調査表及び集計報告書を作成し提出すること。

※1 データの作成方法について

- 1) 原則、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営する建設副産物情報交換システム（通称「COBRIS」という。）を利用し作成すること。ホームページアドレスは次のとおり。
<http://www.jacic.or.jp/>
- 2) 「COBRIS」が利用できない場合は、国土交通省「建設リサイクルデータ統合システム」（通称「CREDAS」という。）により作成すること。
ホームページアドレスは次のとおり
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm>
- 3) 「COBRIS」「CREDAS」どちらも利用できない場合は監督員の指示による。

※2 データの作成方法について

作成ソフト「エクセル」が利用できる場合は、「新潟市」ホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/shiyou.html>）により「エクセルシート」を入手して作成のこと。

新潟市ホームページ「グリーン購入」

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/keikaku/kankyo/green/index.html>

3 完了時の報告

上記提出物は、工事完成後速やかに書面及び CREDAS データ若しくはエクセルデータにより監督員に提出すること。なお、COBRIS によりデータを作成した場合は、そのデータを提出のこと。

XⅢ. 工事点検業務委託に関する事項

施工体制等の確認を随時行うこととし、当該工事に係る点検業務については、(財)新潟市開発公社に委託したので、同公社の工事点検員が点検を行う場合は、これに協力しなければならない。

なお、工事点検員は、点検中は身分を証明する証明書を携帯することとしている。

XⅣ. 下請契約に関する事項

- 1 受注者は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、書面による下請契約の締結を行ってください。また、当該契約先として市内企業を優先的に採用するよう努めてください。

なお、市内企業とは新潟市内に本社・本店を置く建設事業者をいいます。

- 2 受注者は、本工事の請負金額が1千万円以上(税込)となり、施工において下請契約(一次下請)を締結した場合で、市内企業を下請けに採用しなかったときは、竣工時にその理由を「市内企業不採用理由書」に記入し、監督員に提出してください。

提出は、市指定のエクセル表としますので、市契約課工事契約系のホームページからダウンロードして、監督員(メールアドレスは監督員からお知らせします。)あてに電子メールの添付ファイル(メール及びファイル名に「市内企業不採用理由書」の表題を記載してください)として送付してください。

XⅤ. 調査・試験に対する協力に関する事項

- 1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行なう調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

- 2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を作成・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めな

ればならない。

3 受注者は、発注者が実施する支払賃金抜き取り調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- (2) 調査は下請企業も含め全ての企業を対象とすることから、調査対象工事となった場合、受注者は下請企業にも調査協力を周知すること。
- (3) 調査票を提出した受注者（下請企業も含む）に対し、発注者が是正指導等を行った場合は、誠意をもって対応すること。

XVI. 工事看板の現在位置表示及びGPS機能つき携帯電話の配置について

事故発生の際の早急な現在地の特定ができるようにするため、工事看板などに工事場所の地名地番を見やすく表示するとともに、119番通報により現在地が自動的に特定されるGPS機能つき携帯電話を工事現場内に配置するよう要請します。

XVII. 現場代理人の常駐義務緩和と兼任について

本工事の現場代理人の常駐義務緩和と兼任の措置については、「現場代理人の常駐義務緩和措置について（平成24年9月3日付）」、「現場代理人の常駐（兼任）義務緩和措置の運用拡大について（平成25年11月28日付）」及び別紙のとおりとする。

XVIII. 市内及び県内調達に関する事項

- 1 受注者は、本工事に使用する資材について、地元資材の優先使用に努めるものとする。
地元資材のうち市内で確保できる資材は、最優先の使用に努めるものとする。
なお、地元資材とは以下に該当するものをいう。
 - (1) 県内に所在する工場で製造されたもの。
 - (2) 県内に本社・本店のある企業が製造したもの。
- 2 受注者は、地元資材以外の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先使用に努めるものとする。

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置「常駐を免除することができる期間」は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と他の工事を兼任している期間は、この緩和措置は適用しない。

- (ア) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (イ) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (ウ) 現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等 (契約保証費を含む)	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 8 %
工事費	1	式		

特定天井改修工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
1. 直接仮設工事		1	式		
計					
2. 内部改修工事	2-A. 内部撤去	1	式		
2. 内部改修工事	2-B. 壁改修	1	式		
2. 内部改修工事	2-C. 天井改修	1	式		
2. 内部改修工事	2-D. その他	1	式		
計					
3. 建具改修工事		1	式		
計					
4. 塗装改修工事		1	式		
計					

特定天井改修工事		2. 内部改修工事		2-A. 内部撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
天井						
ケイ酸カルシウム板 撤去	t 8 石綿含有 レベ#3 集積共	97.1	m ²			
クリップ金網 撤去	網目20mm 14# 集積共	119	m ²			
天井LGS下地 撤去	19型 @303 集積共	97.1	m ²			
ハット型鋼 撤去	50×40×30 天井吊受金物共 集積共	129	m			
クリップ金網周囲受 金物 撤去	L-30×30×2.3 吊材 鉄筋φ9@900共 集積共	211	m			
小計						
天井裏						
キャットウォーク 撤去	DT-1床：エキスパントメタル、L-50×50×6 手摺：GP φ27.2 上下 吊材：鉄 φ13@900 両側 集積共	57.6	m			
天井下地雑鉄骨 撤去	C-65×30×10×1.6 吊材 鉄筋φ9@900共 集積共	448	m			
小計						
廃棄物処理						
廃棄物積み込み		1	式			
廃棄物運搬		1	式			
廃棄物処分		1	式			
産業廃棄物税		1	式			
小計						
計						

特定天井改修工事		2. 内部改修工事		2-C. 天井改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
ロックール吹付	天井面 (既存RCスラブ面) t=25 湿式工法	213	m ²			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
仮囲い	仮囲鉄板 H=2.0m W500 設置、撤去、運搬、基本料、損料含む	1	式			
クローズド	W6.0m×H1.8m 存置4ヶ月 設置、損料、撤去、運搬共	1	式			
クローズド	W3.0m×H1.8m 存置4ヶ月 設置、損料、撤去、運搬共	1	式			
内部間仕切り	A型バリケード W3.6m 存置4ヶ月 設置、損料、撤去、運搬共	1	か所			
環境安全費	交通誘導員（4日程度）	1	式			
計						

直接工事費別紙明細

特定天井改修工事		1. 直接仮設工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
養生		1	式			
床養生	ブルーシート養生+コンパネ12 多目的ホール 1階床面 存置3.5ヶ月 掛払い手間 運搬費、基本料、損料含む	206	m ²			【参考資料】
床ブルーシート養生	天井解体時 棚足場上床全面 存置1.0ヶ月 掛払い手間、運搬費 基本料、損料含む	216	m ²			【参考資料】
壁ブルーシート養生	多目的ホール 存置3.5ヶ月 掛払い手間、運搬費、基本料、損料 含む	430	m ²			【参考資料】
備品ブルーシート養生	可動観覧席周囲 10,610×1,260 H=2,660 存置3.5ヶ月	1	か所			【参考資料】
備品ブルーシート養生	組立ステージ置場周囲 4,200×1,200 H=2,000 存置3.5ヶ月	1	か所			【参考資料】
備品ブルーシート養生	器具庫 全面ブルーシート養生 存置3.5ヶ月	89.1	m ²			【参考資料】
計						
整理清掃後片付け		1	式			
整理清掃後片付け		246	m ²			【参考資料】
計						
枠組棚足場	天井解体時 H=5.5 手すり共 掛払い手間、運搬費、 基本料、損料含む	1	式			
枠組棚足場 (手すり共)	天井解体時 H=5.5 存置3.5ヶ月 掛払い手間、運搬費、基本料、損料 含む	193	m ²			【参考資料】
計						
枠組棚足場	仕上時2段目 H=1.7 手すり共 掛払い手間、運搬費、 基本料、損料含む	1	式			
枠組棚足場 (手すり共)	仕上時2段目 H=1.7 存置2.5ヶ月 掛払い手間、運搬費、基本料、損料 含む	193	m ²			【参考資料】
計						

直接工事費別紙明細

特定天井改修工事		2. 内部改修工事		2-A. 内部撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
廃棄物積み込み		1	式			
(再生材)						
廃棄物積み込み	金属くず	5.9	m3			【参考資料】
(廃棄物)						
廃棄物積み込み	廃石綿屑 (石綿含有成型板) 非飛散性	0.8	m3			【参考資料】
計						
廃棄物運搬		1	式			
(再生材)						
再生材運搬	金属くず	5.9	m3			【参考資料】
(廃棄物)						
廃棄物運搬	廃石綿屑 (石綿含有成型板) 非飛散性	0.8	m3			【参考資料】
計						
廃棄物処分		1	式			
(再生材)						
再生材処分	金属くず	4.1	t			【参考資料】
(廃棄物)						
廃棄物処分	廃石綿屑 (石綿含有成型板) 非飛散性	0.8	t			【参考資料】
計						

直接工事費別紙明細

特定天井改修工事		3. 建具改修工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
廃棄物積み込み		1	式			
(再生材)						
廃棄物積み込み	金属くず	0.3	m3			【参考資料】
計						
廃棄物運搬		1	式			
(再生材)						
再生材運搬	金属くず	0.3	m3			【参考資料】
計						
廃棄物処分		▲1	式			
(再生材)						
再生材処分	金属くず	0.2	t			【参考資料】
計						